

2009年7月24日 全7頁

国際会計基準の時価会計見直し案公表

制度調査部
吉井 一洋

持ち合い・政策投資株式にとどめ？ 純投資株式、債券にも影響大

[要約]

- IASB（国際会計基準審議会）は、2009年7月14日に金融商品の分類・評価の見直しの公開草案を公表した。公開草案の概要は、下記のとおりである。
 - 金融商品は時価（「公正価値」のことをいう。以下同じ）か、償却原価のいずれかで評価する。
 - （売買の予定のない）貸付・借入等は償却原価で評価する。
 - 債券については、契約上の利子・償還金等を回収する目的で運用する部門（ビジネス・モデル）で保有する債券は償却原価で評価する。それ以外は時価評価し、時価の変動を損益に計上する。
 - 株式のうち、持ち合い株式や政策投資株式など、売買目的以外の株式は企業の指定により時価の変動を「その他の包括利益」に計上することができる。ただし、その場合、売却損益や配当の当期損益への計上は認められない（資本内での留保利益への振替は可能の模様）。減損も当期の損失として計上しない。売却を予定しているいわゆる純投資の株式は、基本的に、時価の変動を損益に計上することになる。
 - 償却原価で評価する分類と時価で評価する分類間の保有目的変更は認めない。
 - 複合金融商品（原契約が金融商品の場合）の区分経理は廃止する。
 - SIVやCDO等の証券化商品のシニア以外のトランシェは、時価評価となる。
- IASB（国際会計基準審議会）は、公開草案に対するコメントを9月14日まで集め、年内に基準を確定させる予定である。

1. タイムスケジュールの見直し

◎2009年4月2日に開催されたG20 ロンドン金融サミットでは、IASB（国際会計基準審議会）とFASB（米国財務会計基準審議会）に対して2009年中に金融商品の会計基準の複雑さを削減し、単一の質の高い会計基準を設定することを求めている。

◎これを受けて、IASBは、現在、次のスケジュールで見直し作業を行なっている。

2009年7月に金融商品の分類と測定方法（時価評価の範囲等）の公開草案⇒ 2009年第4Qに新基準

2009年10月に貸倒引当金・貸倒損失、減損に関する公開草案を公表 ⇒ 2010年前半に新基準

（公開草案の公表に先駆けて、減損の期待キャッシュ・フローアプローチ-期待損失モデル-の実行可能性に関する情報収集をIASBのウェブサイトで、2009年6月25日から開始）

2009年12月に、ヘッジ会計に関する公開草案を公表 ⇒ 2010年後半に新基準

金融商品の認識の中止（公開草案公表済み）は2010年前半に新基準

2010年中に、IAS39に代わる包括的な新基準を設定

公正価値の測定についても、2010年前半に新基準を設定

2. 公開草案の概要

(1) 全体像

◎IASBが7月14日に公表した公開草案をまとめると、次のとおりである。

図表 金融商品の評価方法（現行の国際会計基準と改正案の比較）

IASB(現行)		IASB(改正案)での評価方法		参考 日本(現行の区分)
金融商品の分類	評価方法			
売買目的/デリバティブ※1	時価評価(当期損益計上)	時価評価(当期損益計上)		売買目的/デリバティブ※1
満期保有投資	償却原価法※2 減損あり	償却原価法(減損有)※4※5※6		満期保有目的の債券
貸付金及び債権	償却原価法※2 減損あり			金銭債権
売却可能金融資産	時価評価(OCI※3経由) ・減損あり ・リサイクリングあり	債券等	償却原価法(減損有)※4※5※6	その他有価証券
			時価評価(当期損益計上)	
		株式等	時価評価(OCI※3経由)※7 減損・リサイクリング無し	
			時価評価(当期損益計上)	

※1 ヘッジ目的のデリバティブを除く。

※2 額面(又は償債金額)と取得価額との差額を期間配分し、取得価額に加減していく方法

※3 「その他の包括利益」

※4 貸付の基本的な特徴を有し、その金融商品が契約上のイールドに基づいて運用されるもの(部門等のビジネス・モデルで判断)に限る。

※5 売却損益は独立した勘定科目(「その他の包括利益」ではなく、当期損益の中の項目)として表示

※6 代替案1では債券等について、B/S上は時価で評価し、時価の変動をOCI(「その他の包括利益」)経由で計上、代替案2は時価の変動を損益に計上、代替案3では貸付金・債権も債券等と共に代替案1と同じ処理

※7 企業が指定した持分金融商品が対象

i. 金融商品(金融資産・金融負債)は、一部の例外を除き、「時価(「公正価値」のことをいう、以下同じ)」か「償却原価」で測定する。現在の「満期保有投資」や「売却可能」といった区分は無くなる。

(1) 償却原価で評価する金融商品

◇以下の①および②の特徴を有する金融商品に限る。

①貸付の基本的な特徴のみを有する。

②その金融商品が契約上のイールドに基づいて運用されている。

◇満期保有投資の分類は無くなり、評価区分の変更も認められないため、現行の満期保有のペナルティ(満期前に売却した場合、その後2年間は満期保有区分を使えない)のようなルールは廃止する。

◇償却原価で評価する金融商品を売却した場合の売却損益は、独立した勘定科目(注:「その他の包括利益」ではなく、当期損益の中の項目)として表示する。

(2) 時価(公正価値)で評価する金融商品

◇(1)以外の金融商品は時価で評価する。時価の変動は原則として当期の損益に含める。売買目的の金融商品(ヘッジ目的以外のデリバティブを含む)も当該分類に含まれる。

◇ただし、企業は、売買目的以外の持分金融商品について、時価の変動を「その他の包括利益」に計上することを選択することができる。選択は当初認識(計上)時に行なう。

・選択は各持分金融商品ごとに行なうことができる^{注1}。

・一旦、「その他の包括利益」で計上することを選択とした場合、その後、時価の変動を当期の損益に含める方法に変更することはできない。

- ・当該商品は「リサイクリング」の適用は無い。即ち、一旦「その他の包括利益」に計上された時価の変動はその後売却等によって実現した場合も、当期の損益に振り替えることは認めない。
- ・減損の適用は無い。
- ・配当も「その他の包括利益」で計上する。
- ・ただし、「その他の包括利益」で計上した損益を資本の中の他の勘定（「留保利益」を指すと理解されている注²）に振り替えることは認められる注³。

◇非上場株式や関連デリバティブも時価で評価する。

- ii. 償却原価で評価する区分と時価で評価する区分間の振替（再分類）は禁止する。
- iii. 複合金融商品の原契約が金融商品である場合、現行の組込デリバティブの区分経理は適用せず、新しい分類が適用される。即ち、i の(1)の償却原価で評価される金融商品か、(2)の時価で評価する金融商品のいずれかに分類される。
- iv. 評価（測定）又は計上（認識）の不整合を除去又は大幅に削減する場合は、償却原価で評価する金融商品の当初計上（認識）時において、公正価値オプションの適用を認める。
- v. 強制適用（減損・ヘッジと共に）は早くて2012年1月から。ただし、2009年12月期からの早期適用を認める。

（注1）IASBのホームページ Summary of decisions reached to date(March-July)、2009.6.1 Staff Paper 3A による。

（注2）ASBJ IASB会議報告（第93回から第95回）の第95回会議

（注3）わが国では別途会社法上、このような振替が可能かという問題が生じうる。

（2）償却原価で評価する金融商品の範囲

- ◎ i の(1)の償却原価で評価する金融商品の①、②の要件のうち、①は金融商品の性格、②はその金融商品を保有する部門のビジネス・モデルで判断することになる。

①貸付の基本的特徴

- ◎貸付の基本的特徴とは、特定の日元本とそれに基づく利子の支払いからなるキャッシュ・フローを生じさせる契約のことを指す。

- ◎貸付・借入や債券などを想定しており、株式は、原則として、含まれない。

- ◎利子とは特定の期間における金銭の時間的価値と元本の信用リスクの対価である。したがって、貸し手や借り手を保護することなく元本や利子の支払の時期や金額を変更する契約条件は貸付の基本的な特徴を有するとは言えない。

- ◎貸付の基本的な特徴の例としては、以下が挙げられている。

(a) 保有者へのリターンが

- (i) ゼロ・クーポン債のように固定した金額である。
- (ii) その商品の契約期間にわたるリターンが固定している。
- (iii) その商品の契約期間にわたるリターンがLIBOR等のような単一の入手・観察可能な変動金利に等しい。
- (iv) 固定されたリターンと変動するリターンの組み合わせである（金利がLIBOR+/-50bpで支払われるといったように）。割引/打歩で発行された負債商品、金利が予め決められた時期に予め決められた金利に1回又は複数回リセットされる固定金利の負債商品を含む。

- (b) 固定金利と変動金利の組み合わせという契約上の特性。金利のキャップやフロアーのように、キャッシュ・フローの変動に限度を設けるためのものや、固定金利が変動金利に変わることによってキャッシュ・フローの変動性が高まるものも含まれる。

(c) 発行者（借り手）や保有者に満期前に、償還を許す契約上の規定で、償還が将来の偶発的な事象に基づかないもの。このような場合、償還額は実質的に未払いの元利に相当するものでなければならない。デフォルトや格付けの引下げ、コベナント違反のような借手の信用悪化から貸し手を保護する条項、将来起こりうる税制、法律等の変更から貸し手を保護する条項などは、偶発的な事象とは考えられていない（貸付の基本的特徴に含まれる）。発行者に、早期の償還の補償を発行者に支払うよう要求する条項も、貸付の基本的特徴に含まれる。

- ◎キャッシュ・フローのタイミングの変化に応じて保有者への支払が変わるからといって、上記（a）には反しない。金融資産や金融負債の信用の質の変化に応じた金利のリセットを事前に決めておくことも（a）には反しない。
- ◎レバレッジは、貸付の基本的な特徴とは言えない。レバレッジは、多くの金融オプション、先渡契約、スワップ契約に共通する特徴である。元本とそれに基づく利子の支払という特徴を有しないものは貸付の基本的な特徴を有しない。したがって、金利スワップや、別の金融商品を受け渡す先渡取引やオプション取引は、貸付の基本的性格を有するとは言えない。証券化商品への投資のように優先劣後構造を持つ金融商品のうち、ある状況で他のトランシェのリスクをカバーするトランシェに属する投資については、貸付の基本的特徴を有するとは言えない。これらは時価で評価され、時価の変動を当期の損益に計上することになる。

②契約上のイールドに基づいて運用するビジネス・モデル

- ◎金融商品（貸付・借入、債券等）が、契約上のイールドに基づいて運用されているかどうかは、個々の金融商品に対する経営者の保有目的ではなく、その金融商品を保有する部門（必ずしもその企業全体とする必要はない）のビジネス・モデルで判断することになる。ビジネス・モデルは保有目的のように容易に変換できるものではない。
- ◎契約上のイールドに基づいて運用される金融資産・金融負債の例としては以下が挙げられる。
 - (a) 企業が現金の回収・支払のために保有する、取引に基づく売上債権（支払債務）
 - (b) 企業が、契約期間中に受け取る元本・利子の契約上の支払に基づいて運用する商品
 - (c) 契約上の条件に従い投資家に支払われる契約上の元本・利子に基づいて、その企業が管理する発行済の社債
- ◎逆に、以下は、契約上のイールドに基づいて運用される金融資産・金融負債には該当しない例である。
 - (ア) トレーディング目的で保有される金融資産又は金融負債
 - (イ) 発生した信用ロスを反映して割り引いて購入された金融資産
- ◎公開草案で提案された分類方法の目的は、将来生じうるキャッシュ・フローを予測する上で有用な情報を財務諸表の利用者に提供できるよう、契約上のキャッシュ・フローの予測可能な性質をその測定（評価）に反映することにある。企業のビジネス・モデル、即ち、実際のキャッシュ・フローがその商品の契約上の条件によって生じるキャッシュ・フローの回収又は支払の結果であるか、それとも時価の変動を実現するため満期前にその商品を譲渡したことによるものかは、契約上のキャッシュ・フローの予測可能な性質に影響を与える。要するに、金融商品を、債権を回収し、元本と利息を回収するという目的で利用する限りにおいては、「契約上のイールドに基づいて運用」していると言える。
- ◎売却を目的とするビジネス・モデルの場合は、「契約上のイールドに基づいて運用」しているとは言えない。経営陣が時価を基に経営を行なっていることが優先され、時価で評価する金融商品に分類される^{注4}。
 - (注4) (7) 公正価値オプションのイも参照のこと
- ◎ただし、金融商品（債券等）を満期前に売却・譲渡した場合でも、それが、時価の変動を実現するというよりもむしろ契約上のキャッシュ・フローの回収・支払に基づき運用するという部門の方針に矛盾しない限りは、企業のビジネス・モデルは変更されないであろう^{注5}。
 - (注5) スタッフの提案の段階では、流動性維持のために売却する場合や信用リスク最小化のために国債を保有する場合などが含まれることが示されていた。
- ◎したがって、償却原価で評価する債券の範囲は、現行の満期保有投資よりも多少広くなるものと思われる。

◎契約上のイールドに基づいて運用することをリスク管理又は投資戦略として文書化することまでは求められていない。

◎IASB では、売買（トレーディング）目的以外の金融資産・金融負債は全て償却原価で評価することも考えたが、売買（トレーディング）目的の範囲は狭すぎるため、この案は取り下げられた。

(3) 償却原価で評価する金融商品の売却損益の計上箇所

◎償却原価で評価する債券の売却損益は、当期の損益の前に、区分して表示する。

(4) 時価で評価する金融商品

①原則

◎(2) 以外の金融商品は時価で評価する。売買目的の金融商品、株式等の持分金融商品や時価の変動を実現する目的で運用する部門が保有する債券などがこの分類に含まれる。

◎売買（トレーディング）目的の金融商品も、当該区分に含まれる。売買目的の金融商品とは以下のものをいう。

- ・主として短期間に売却又は買戻しを行なう目的で取得又は発生させたもの
- ・当初認識（計上）の際に、まとめて管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠があるポートフォリオの一部であるもの
- ・デリバティブ（金融保証及びヘッジ目的のものを除く）

◎当該区分の金融商品の時価の変動は、当期の損益に計上する。

◎**債券**・・・①の原則どおり、時価の変動は、当期の損益に計上する。

③株式等（持分金融商品）

◎原則は、時価の変動を、当期の損益に計上する。

◎ただし、株式等の持分金融商品の場合、売買目的以外のものについては、企業の指定により時価の変動（関連する為替差損益を含む）を当期の損益ではなく、「その他の包括利益」に計上できる。これにより、**政策投資株式や持ち合い株式については、わが国の「その他有価証券」と同様の処理が適用できる。**しかし、当該区分に分類した場合、その後の時価の変動は、売却した場合も含めて、当期の損益ではなく「その他の包括利益」に計上される。即ち、これらの株式を売却して益出しすることにより当期の損益を操作することはできなくなる。さらに、売却損益だけでなく、配当も当期の損益ではなく「その他の包括利益」に計上される。減損も損失計上されなくなる。ただし、「その他の包括利益」への計上額を資本（株主持分）の他の勘定（「留保利益」を指すと解されている模様^{注6)}）に振り替えることはできる。

（注6） ASBJ IASB 会議報告（第93回から第95回）の第95回会議

◎上記の指定を行った場合、その理由を注記で開示しなければならない。譲渡したときには、譲渡の理由と譲渡時における損益の累計を注記しなければならない。

◎政策投資株式や持ち合い株式を保有していても、売却益や配当という明確な形での損益計上は期待できなくなる。したがって、これらの株式の保有に対する投資家の目は、一層厳しくなるものと思われる。保有することでのどのような効果が期待できるのか、より明確な説明を求められることになろう^{注7)}。

（注7）わが国の場合、仮に「その他の包括利益」から留保利益への振替が、（包括利益の導入後に）会社法及び個別財務諸表でも認められれば、当該株式の譲渡益や受取配当金を、損益には反映しなくても、留保利益に反映し株主への配当に回すことは可能となると思われる。政策投資株式や持ち合い株式等について、株主からは、売却して配当にまわすよう求められる可能性もある。

◎銀行や保険会社が保有する「純投資」の株式は、売却益を実現することを想定している。時価の変動を「その他の包括利益」に計上する分類に含めたのでは意味が無い。したがって、「純投資」の株式については、**時価の変動を損益に計上することになろう。**（ただし、仮に留保利益に譲渡益や配当が反映できさえすればいいというのであれば、「その他の包括利益」に時価の変動を計上する方法を選択することも考えられなくもない。）

◎非上場株式や関連デリバティブについても時価で評価する。ただし子会社株式や関連会社株式は除く。

④証券化商品のシニア以外のトランシェ

◎証券化商品への投資のように優先劣後構造を持つ金融商品のうち、ある状況で他のトランシェのリスクをカバーするトランシェに属する投資については、貸付の基本的特徴を有するとは言えない。即ち、シニア以外のトランシェは時価で評価され、時価の変動を当期の損益に計上することになる。

(5) 評価区分の変更

◎償却原価で評価する金融商品と時価で評価する金融商品の分類変更は認められない。

◎満期保有投資の分類は無くなり、評価区分の変更も認められないため、現行の満期保有のペナルティ（満期前に売却した場合、その後2年間は満期保有区分を使えない）のようなルールは廃止する。

(6) 複合金融商品

◎複合金融商品の原契約が金融商品である場合、現行の組込デリバティブの区分経理は適用せず、その複合金融商品全体に対して新しい分類が適用される。即ち「償却原価で評価される金融商品」か、「時価で評価される金融商品」のいずれかに分類される。スタッフが複合金融商品の組込デリバティブがキャップ、フロアー、カラー等、その金融商品の金利を固定から変動（あるいはその逆）に転換できる特徴を有している場合は、償却原価で評価しうる^{注8}。

（注8）IASBのホームページSummary of decisions reached to date(March-July)等による。

◎複合金融商品の原契約が非金融商品の場合は、現行の区分経理が適用される^{注9}。その結果区分したデリバティブについては、「償却原価で評価される金融商品」か、「時価で評価される金融商品」のいずれかに分類される。

（注9）このプロジェクトの後の段階まで見直しをペンディングしている。

(7) 公正価値オプション

◎公正価値オプションについては、現在は下記の場合に適用を認めているが、公開草案では、このうちアの場合について適用を認めることとしている。イの場合は、公正価値オプションを適用しなくても時価評価が必要となり、ウについては、そもそも複合金融商品に対して区分経理が求められなくなることから、公正価値オプションは不要となる。

ア. 会計上のミスマッチ（測定・認識上の不整合）-異なる基準での資産・負債の測定や損益の認識の不整合-を消去又は大幅に削減する場合

イ. 金融資産グループ、金融負債グループ若しくはその双方のグループが、文書化されたリスク管理戦略ないしは投資戦略に従い、時価に基づいてその業績が評価され、かつ管理されており、かかるグループに関する情報が、当該企業の取締役及びCEOのような企業の主たる経営陣に対して社内的に同じ基準で提供されている場合

ウ. 複合金融商品の組込デリバティブが原契約のキャッシュ・フローについて重要な修正を行うものでない、又は、貸付金の償却原価のほとんどの期前償還を保有者に許すオプションのように区分経理が禁止されることがほとんど分析しなくても明らかなものであるときに、複合金融商品全体を時価で評価するものとして指定する場合

◎公正価値オプションが適用される例として、下記の例が示されている。

- ・ 保険負債をIFRS4号の第24項に基づき、市場金利を反映して評価し、その変動を損益として計上する方法を選択しているが、関連する金融資産は償却原価で評価している場合
- ・ 金利の変動リスクなどが金融資産と金融負債の時価の変動において相殺されるにもかかわらず、いくつかの金融商品のみが時価の変動を損益に計上している場合
- ・ 金利の変動リスクなどが金融資産と金融負債の時価の変動において相殺されるにもかかわらず、デリバティブ

ブが含まれていないため、ヘッジ会計が適用できない場合

(8) 適用対象外の金融商品

- ◎金融保証や市場金利よりも低いレートで貸付を提供するコミットメントについては、公正価値オプションやトレーディング目的の場合は時価で評価し、時価の変動を損益に計上する。それ以外の場合は、以下のうち高い方の金額で評価する。
 - ・IAS37「引当金」の規定により決定される金額
 - ・当初計上額からIAS18「収益」の規定にしたがって償却した額を控除した金額
- ◎要求払い預金等の時価は、要求払金額を、当該金額の支払要求のできる最初の日から割り引いた金額を下回らないこととされている。割引期間が実際の滞留期間よりも極端に短くなっており、時価は、ほぼ支払要求額と同じ額を下回ってはならないという制約が課されている。

(9) 適用時期

- ◎公開草案へのコメントの期限は2009年9月14日である。IASBでは、年内に最終基準を公表する予定である。
- ◎新基準は、公表日以後開始する事業年度から適用される。早期適用も可能である。ただし、企業が、金融商品の他の分野（減損・ヘッジ）の全ての内容を一齐に適用できるようにするためには、IASBは、全分野の強制適用日は2012年1月1日より前にはならないと考えている。
- ◎早期適用は2009年末（2009年12月期）から可能となると思われる。

3. 代替案

◎公開草案では代替案として、次の三案を示している。

(1) 代替案1・・・2の案をベースに下記の修正を加えた案

- 2の(2)の①貸付の基本的な特徴を有し、②その金融商品が契約上のイールドに基づいて運用される金融商品のうち
 - ・貸付金および債権は、貸借対照表上も損益の計算上も償却原価で評価する。
 - ・それ以外の金融商品（債券等）は、貸借対照表上は時価、損益の計算上は償却原価で評価する。貸借対照表上の時価の変動と償却原価ベースの損益との差額は「その他の包括利益」を経由して貸借対照表で計上する。発生損失モデルに基づく減損は損失に計上し、戻入は当期の損益を経由して計上する。売却益の計上は認めない。
- 上記以外の金融商品は2の(4)と同じ。

(2) 代替案2

- 2の(2)の①貸付の基本的な特徴を有し、②その金融商品が契約上のイールドに基づいて運用される金融商品で、貸付金および債権以外のもの（債券等）は全て、貸借対照表上は時価で評価し、償却原価ベースの損益（減損を含む）も、それと時価の変動との差額も、当期の損益に、区分して表示する。
- それ以外は代替案1と同じ

(3) 代替案3

- 2の(2)の①貸付の基本的な特徴を有し、②その金融商品が契約上のイールドに基づいて運用される金融商品は全て、貸借対照表上は時価で評価、損益の計算上は償却原価で評価する。貸借対照表上の時価の変動と償却原価ベースの損益との差額は「その他の包括利益」を経由して貸借対照表で計上する。発生損失モデルに基づく減損は損失に計上し、戻入は当期の損益を経由して計上する。売却益の計上は認めない。
- 上記以外の金融商品は2の(4)と同じ